

主催：滋賀県（所管：滋賀県労働委員会）

「働き方改革と労働法改正の方向性ならびに今後の労使関係のあり方について」
—働く人の視点に立った働き方改革の実現を—

◎講師

水町 勇一郎氏 東京大学社会科学研究所教授（東京都労働委員会会長代理）
働き方改革実現会議構成員（有識者）

◎開催日時

平成29年11月28日（火）14：00～16：30（開場13：20）

◎開催場所

ピアザ淡海（滋賀県立県民交流センター）2階 ピアザホール
滋賀県大津市におの浜1-1-20

◎定員、受講料等

受講定員は、400名で、定員に達した場合は、その時点で申込みを締切ります。
受講料は無料です。

◎講演内容

現在、安倍政権は「働き方改革」を重要な政策課題として打ち出しており、平成29年3月28日には、「働き方改革実行計画」を策定し、その冒頭で、「一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求する。働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土を変えようとするものである」と述べ、スピード感を持って実行することとしている。

内容として同一労働同一賃金ガイドライン案の提示、長時間労働の是正についての政労使による提案、さらに全体で9つの分野についての具体的な方向性が示されているが、それらの多くは、労働条件に関するもので、企業内において、円滑に労使協議が行われることが必要になるものである。

そこで、本講演会では、働き方改革実行計画を策定した働き方改革実現会議に有識者の構成員として当初から参画された水町勇一郎東京大学社会科学研究所教授を講師としてお招きし、「働き方改革実行計画」の概要、今後の法改正の方向性ならびに実現に不可欠となる労使協議のあり方の方向性等について、ご講演をいただきます。

◎参考

本講演会では、これからの働き方改革実現のための労使協議を円滑に行っていただくためのポイント等を説明いただくため、会社からの参加は、労使双方の方が出席されるのが理想です。

講演の内容から、労働組合のない会社の経営者又は労働者の参加、非正規労働者の方の個人参加、広く労働問題に関心のある方の参加もお待ちしています。

◎主催、後援

主催

滋賀県（所管：滋賀県労働委員会）

後援

滋賀労働局、一般社団法人滋賀経済産業協会、中央労働委員会

問い合わせ先

滋賀県労働委員会事務局 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

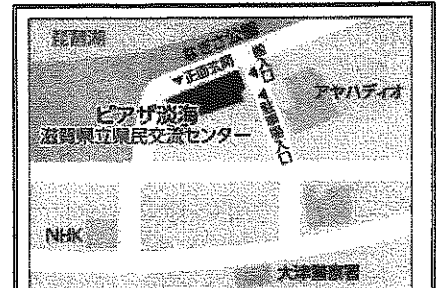
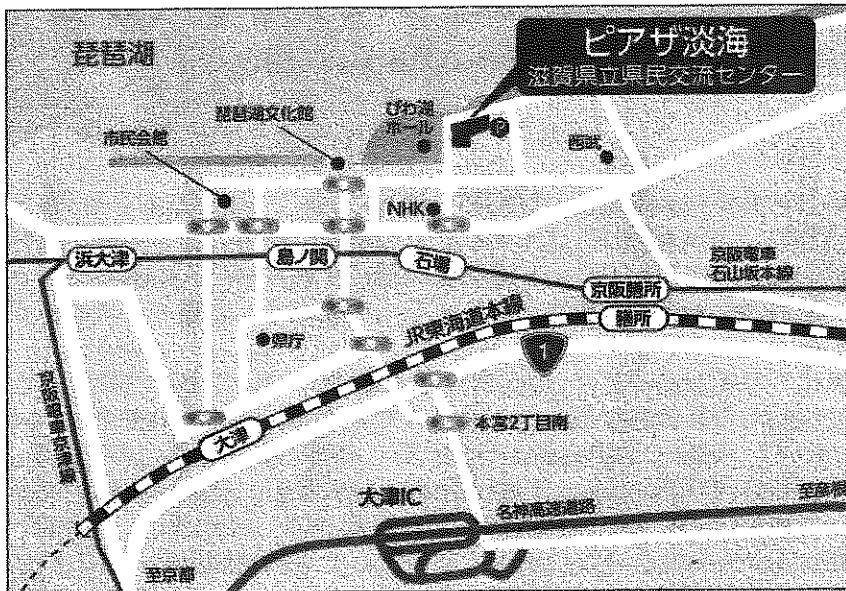
電話番号 077-528-4473、FAX番号 077-528-4972

講演会の受講申込みおよび会場までのアクセスについて

申し込み方法

- 1 受講を希望される方は、下記の「受講申込書」に必要事項を記入の上、本紙を FAX または郵送でお送り願います。
- 2 お申し込みの受け付け順とし、定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込み願います。定員に達した場合には、当委員会から連絡いたします。
- 3 なお、本申込書は、滋賀県労働委員会のホームページ（「働き方改革講演会申込書」<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/files/kouenkai.pdf>）からダウンロードできます。

会場周辺図とアクセス



会場までのアクセス

- ① JR 大津駅から京阪・近江バス なぎさ公園線約 8 分「ピアザ淡海」下車
- ② JR 大津駅からタクシー約 5 分
- ③ JR 膳所駅から徒歩約 12 分
- ④ 京阪電車石場駅から徒歩約 5 分
- ⑤ 名神大津インターから約 7 分地下駐車場 77 台（有料）

受講申込書 (FAX 先 : 077-528-4972 滋賀県労働委員会あて)

企業・団体名			
連絡先電話番号		連絡先 FAX 番号	
受講者名	所属	役職	氏名

★個人で参加される場合は、氏名、連絡先電話番号、連絡先 FAX 番号のみで結構です。

☆申込みに際し記載いただいた個人情報は、受講者の確認のみに使用します。